

相談名	日時	場所	問い合わせ・申し込み先
弁護士相談 電予	19日(水) (受付 4日(火)午前8時30分～) 26日(水) (受付 18日(火)午前8時30分～) 午後1時15分～5時、各回先着7人	市役所2階 A会議室	人権・市民生活課 TEL(36)5566・(36)5881 FAX(36)5553
司法書士相談 電予	21日(金) (受付 6日(木)午前8時30分～) 午後1時30分～4時30分、先着6人		
行政相談	6日(木) 午後1時30分～4時	市役所2階 C会議室	人権・市民生活課 TEL(36)5881・FAX(36)5553
人権相談	13日(木)・27日(木) 午後1時～4時	市役所2階 A会議室	
職業相談	4日(火) 午前10時～11時30分	八幡子どもセンター	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
	4日(火) 午後1時30分～3時	八幡東子どもセンター	
	月～金曜 午前8時30分～午後5時	ハローワークプラザ近江八幡	ハローワークプラザ近江八幡 TEL(33)8609
キャリアカウンセリング (仕事・働き方悩み相談) 予	28日(金) 午後5時～8時	アクティ近江八幡	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
創業個別相談 予	8月3日(月) 午前9時～午後8時	近江八幡商工会議所	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
	9月7日(月) 午前9時～午後8時	安土町商工会	近江八幡商工会議所 TEL(33)4141 安土町商工会 TEL(46)2389
農業相談	8月3日(月)、9月1日(火) 午前9時30分～11時30分	総合支所消防指令室	農業委員会 TEL(36)5520・FAX(46)5320
男性介護者のつどい	19日(水) 午後1時30分～3時 *高齢のご家族を介護されている男性対象	ひまわり館2階 研修室3	長寿福祉課 TEL(31)3737・FAX(31)3738
教育相談 (市内在住の幼児・小・中 学生とその保護者対象)	月～金曜 午前9時～午後4時30分	教育相談室(マナビイ2階)	教育相談室(マナビイ2階) TEL(37)8877
保育人材バンク 『出張就職相談』 予	8月21日(金)、9月18日(金) 午前10時～正午、午後1時～4時	滋賀マザーズジョブステーション (県立男女共同参画センター)	【問】滋賀県保育士・保育所支援センター TEL077(516)9090 【申】滋賀マザーズジョブステーション TEL(36)1831
一日年金相談所 予	6日(木) 午前10時～午後4時	市役所4階 第1委員会室	草津年金事務所お客様相談室 TEL077(567)1311
心配ごと相談	月～金曜(祝日を除く)の偶数日 午後1時～4時	ひまわり館	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(32)6111・FAX(36)6910
福祉の困りごと相談	月～金曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時		
退職男性のための 地域活動相談	24日(月) 午後1時～3時	ひまわり館	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(31)2677・FAX(36)6910
ボランティア・ 地域福祉活動相談	月～金曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時		
保護司相談	25日(火) 午後1時～4時	近江八幡・竜王更生保護サポ ートセンター(総合支所3階)	近江八幡・竜王更生保護サポ ートセンター TEL(46)3141(内線345)
税務相談 予	9月3日(木) 午前10時～午後4時	(公社)近江八幡納税協会 (近江八幡商工会議所2階)	(公社)近江八幡納税協会 TEL(33)4121・FAX(36)8415
相続等くらしの問題 行政書士無料相談	28日(金) 午後1時30分～3時30分	滋賀中央信用金庫八幡西出張所	県行政書士会湖東支部(江南事務所) TEL(47)7517・FAX(47)8507
無料健康相談	5日(水)・11日(火)・17日(月)・25日(火) 午前9時～11時	滋賀八幡病院	滋賀八幡病院 TEL(33)7101・FAX(32)7725

毎月1日は人権を考える日 「近江八幡市人権啓発カレンダー2020」から作品を紹介します。

◆メッセージ部門

「わたしたち
みんな良いとこ
もっている」

北里小学校
園田 衣千花さん

◆ポスター・絵手紙部門



佐野 恭子さん



八幡西中学校
中江 唯乃さん



近江八幡市消費生活センター発

自然災害に関連した消費者トラブルに注意

地震や台風、大雨などの自然災害が発生すると、それに関連した消費者トラブルが増える傾向があります。しかもトラブルは被災地やその周辺だけでなく、遠く離れた地域でも発生します。

【被災した住宅の修理に関する事例】

地震の後「保険を使えば自己負担なしで修理できる」と言って勧誘してきた業者と外壁の修理の契約をした。業者の見積もりを元に保険金を請求したが、保険会社から支払われた額は見積もりの半額以下だった。

【被災に便乗した事例】

見知らぬ業者の訪問を受け「屋根の一部が壊れている。今度大雨が降ったら雨漏りする」などと言われ、高額な契約を結んでしまった。

アドバイス

◆自己負担なしで修理できると勧誘されてもすぐに契約するのは避けましょう。保険金の請求については、契約している保険会社にご自身で事前に確認してください。

◆不安をあおったり、契約をせかす事業者には注意が必要です。契約する前には複数の業者から相見積もりをとり、工事の内容や工期、価格を確認して信頼できる事業者

に依頼しましょう。
◆訪問販売などは、契約後一定期間はクーリング・オフできる可能性があります。



(消費者庁イラスト集より)

消費者トラブルで困ったらご相談ください!

近江八幡市消費生活センター(人権・市民生活課内)

TEL(36)5566・FAX(36)5553 消費者ホットライン

いやや 188



トクある防災

Vol.5 万一の災害時の避難生活(暑さ編)



あなたは、避難生活と聞いてどんなことが思い浮かびますか?

「不安」「ストレス」……

今回は、避難生活を送る上での暑さ対策について、知識や知恵をクイズに答えながら学びましょう。

第1問 夏の暑い季節に、避難生活を送ることになった場合、何に注意が必要?

- ①熱中症や脱水症状 ②食中毒
- ③フィジカルディスタンス(身体的距離)

第2問 少しでも暑さを和らげる便利グッズは?

- ①うちわ ②冷却ジェルシート
- ③蚊取り線香

第1問の答え 全て正解です。

電気が止まったらエアコンや冷蔵庫は使えません。熱中症予防のために、窓を開け風通しを良くし、3密(密閉・密集・密接)を避けましょう。水分補給はこまめに。食べ物の腐食も進みやすいので、食中毒や衛生にも気を付けましょう。



第2問の答え ①と②

水や電気を使わず涼感を得るなら、熱を出したときに額などに貼る冷却ジェルシートやジェルマットが便利です。ぜひ備蓄を。うちわや扇子などの涼感グッズの併用もいいですね。



気象庁ホームページでは、「自らの命は自らが守る」ための基本的な知識と、災害時のとるべき行動を学べるよう、インターネットでの学習教材(eラーニング)が無料で公開されています。

台風や豪雨などへの備えとして、また自助による防災意識を高めるため、家庭や自治会、自主防災組織などで活用してみてください。

<気象庁HP> <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/jma-el/dounigeru.html>

問 近江八幡市消防団 OFL 分団(危機管理課内)

TEL(33)4192・FAX(33)4193